

議案第32号 令和3年度会津若松市一般会計補正予算

(第1号) に対する附帯決議

本定例会において、議案第32号 令和3年度会津若松市一般会計補正予算（第1号）が提案され、歳出の部、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費に、緊急経済対策事業費1億9,231万3千円が計上されている。

本事業は、コロナ禍における地域経済を活性化させるため、緊急に取り組む事業であり、特に、市民向け旅館・ホテル宿泊割引事業は、本市が初めて実施する事業となることから、関係者の期待に応えるものとする。

予算決算委員会第3分科会において、緊急経済対策事業は、「あいづあかべこ宣言」普及推進事業、「あいづあかべこキャンペーン」事業、「教育旅行用『あいづ観光応援券』」発行事業、市民向け旅館・ホテル宿泊割引事業の4つの事業からなり、これら4つの事業を一括して、一般財団法人会津若松観光ビューローに委託するという説明があったが、審査の結果、次の3点が明らかとなった。

1点目として、「教育旅行用『あいづ観光応援券』」発行事業において、総事業費8,882万円のうち約3割にあたる2,882万円が再委託経費を含む事務費となっているが、再委託により本事業を執行する明確な理由はない。

2点目として、令和2年度における同様の事業執行において、「教育旅行用『あいづ観光応援券』」の換金受付・振込業務が再委託され、多額の現金（公金）が再委託先の事業者に渡されていた。令

和 3 年度事業においても、同様の見積もりにより予算計上されていることから、公金の取扱い及び公金の適正管理に疑義が生じるものである。

3 点目として、万が一、再委託先の事業者において想定していない事故があった場合の責任の所在が明らかでなく、市が責任を問われることとなれば、結果して市民に多大な迷惑をかけることとなる。

以上のことから、議案第 32 号 令和 3 年度会津若松市一般会計補正予算（第 1 号）に計上された緊急経済対策事業費の執行に当たっては、上記事項について、法令等に基づく適正な対応を図るとともに、内容を精査し慎重に事業を進めるよう、強く求めるものである。

令和 3 年 3 月 22 日

会 津 若 松 市 議 会